

第5章

計画の推進

1. 計画の推進体制	94
2. 計画の進行管理	95



弾正系桜

1. 計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画の推進体制は下図のとおりです。各主体や組織の積極的かつ円滑な取組が継続するよう、組織間の連携や協力を図ります。

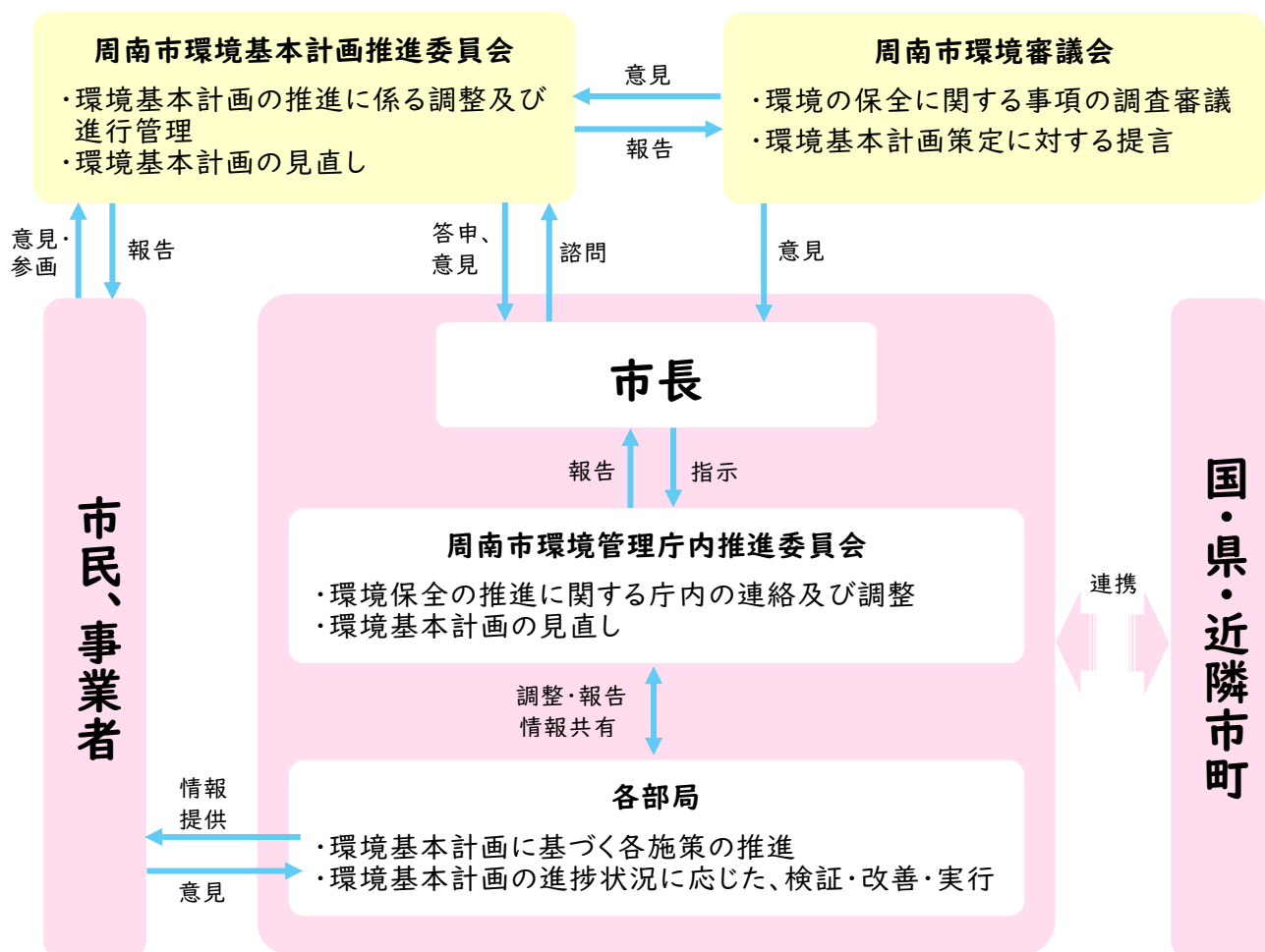


図 5-1 計画の推進体制

(2) 市民、事業者、市の連携

環境問題の解決や本市が掲げる目指す環境像を実現するためには、市民、事業者、市の各主体が、それぞれの役割や責任を自覚し、協力しながら、本計画に掲げる施策をはじめとする環境保全の様々な施策に取り組む行動力が求められます。そのため、市民、事業者、市が力を合わせる意識が大切です。

環境保全活動に終わりはありません。先人から受け継いだ豊かな自然や快適な環境を次世代に引き渡すためにも、私たち一人ひとりができることから取り組み、連携し、大きな力を生み出すことで、持続可能な環境保全社会である本市の目指す環境像「多様な自然と産業の力で未来を創る 持続可能な住みたくなるまち」の実現が図られます。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理の考え方

本計画に掲げる主要な施策や実施事業を総合的かつ計画的に推進していくため、施策の課題や環境の状態把握はもちろん、計画の適切な進行管理が必要です。そのため、本計画の進捗状況や成果、また、改善点などを継続的に協議・検討する「周南市環境基本計画推進委員会」において毎年、計画推進の点検や見直しを行います。

(2) 進行管理のマネジメント(PDCA)

本計画は PDCA サイクルを基本として、各主体と連携しながら進行管理を行います。

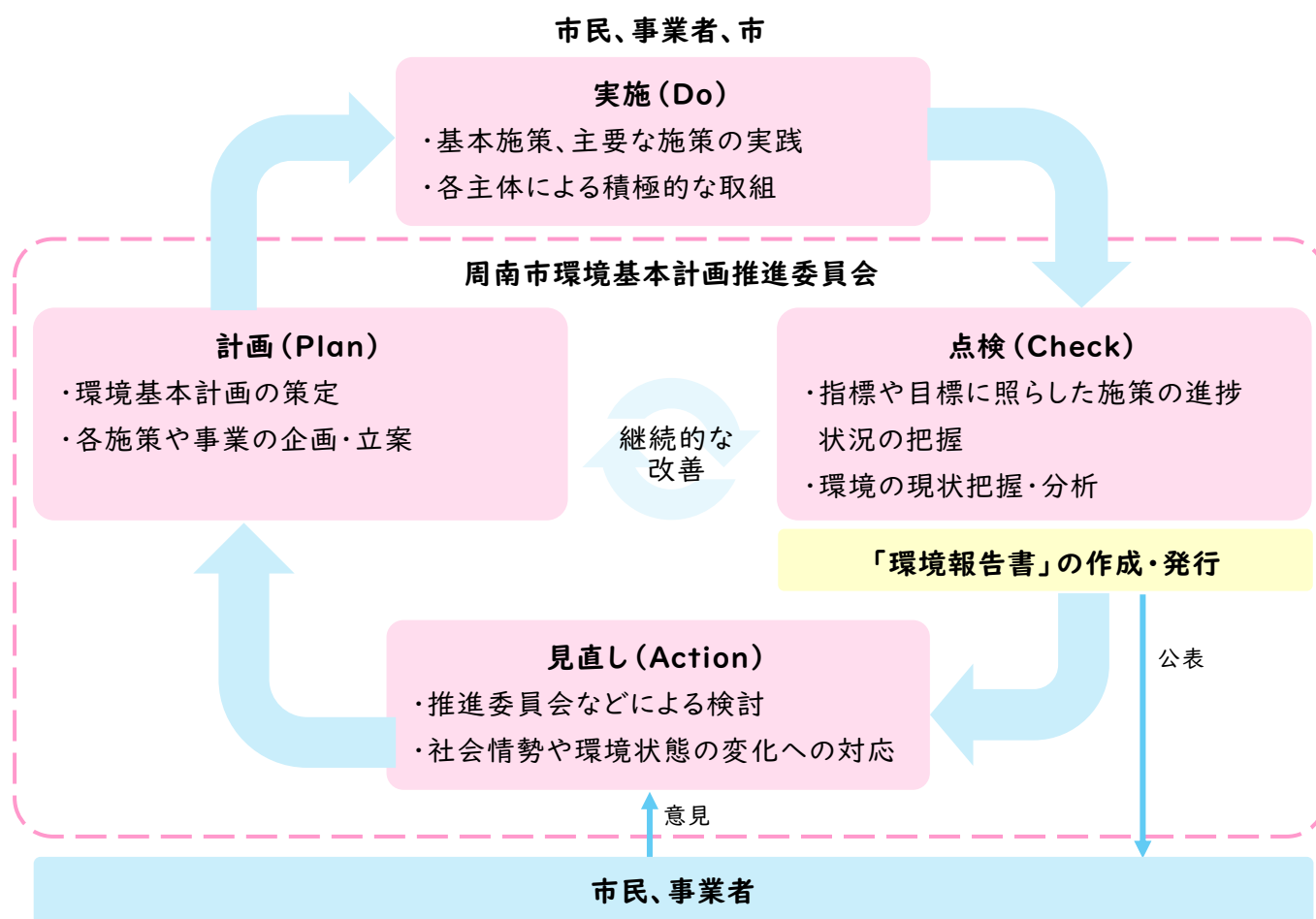


図 5-2 計画の進行管理のマネジメント

(3) 年次報告書の作成・公表

本市の環境保全の現状や計画の進捗状況を毎年「環境報告書」にまとめ、冊子の発行や市ホームページへの掲載などを通じて、市民への周知を図ります。